

高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（平成26年8月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱の一部を改正する要綱

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札の透明性及び公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、<u>入札参加者がその内容の確認を申し立てる場合の手続及び当該申立ての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設計図書等 入札手続開始日から入札日（入札書郵送方式による入札の場合は、入札書提出期限の日をいう。以下同じ。）までに公表した、<u>工事数量総括表、図面、工事費内訳表、明細表、単価表、施工条件明示書及び特記仕様書並びにそれらに対する質疑回答書</u></p> <p>(申立て期間の算定)</p> <p>第3条 この要綱に基づく積算疑義の申立て（以下「疑義申立て」という。）の手続に係る期間の算定については、高知市の休日定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に<u>掲げる日</u>は、算入しない。</p> <p>(申立て対象)</p> <p>第4条 この要綱を適用し疑義申立ての手続を行う入札は、<u>土木系建設工事に係る次に掲げる入札とする。ただし、上下水道事業管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>一般競争入札</u></p> <p>(2) <u>請負対象金額500万円以上の指名競争入札</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 疑義申立ての手続を行う入札においては、<u>公告又は指名通知</u>にその旨を明示するものとする。</p> <p>(入札)</p> <p>第5条 疑義申立ての手続を行う入札においては、入</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札の透明性及び公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、<u>当該入札の参加者がその内容の確認を申し立てる場合の手続及び当該申立ての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設計図書等 入札手続開始日から入札日（入札書郵送方式による入札の場合は、入札書提出期限の日をいう。以下同じ。）までに公表した、<u>設計書、仕様書、図面、現場説明書等及びそれらに対する質疑回答書</u></p> <p>(申立て期間の算定)</p> <p>第3条 この要綱に基づく積算疑義の申立て（以下「疑義申立て」という。）の手続に係る期間の算定については、高知市の休日定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に<u>規定する市の休日</u>（以下「市の休日」という。）は、算入しない。</p> <p>(申立て対象)</p> <p>第4条 この要綱を適用し疑義申立ての手続を行う入札（以下「疑義申立入札」という。）は、<u>建設工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る一般競争入札とする。</u></p> <p>(1) <u>土木系建設工事</u></p> <p>(2) <u>測量及び土木設計の委託業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が特に必要と認めるもの</u></p> <p>2 疑義申立ての手続を行う入札においては、<u>公告</u>にその旨を明示するものとする。</p> <p>(落札決定の留保)</p> <p>第5条 疑義申立入札については、開札後、落札者と</p>

札後、次条から第11条に定める疑義申立てに係る手続を経た後に開札を行うものとする。

(金入り設計書の開示等)

第6条 工事課長は、入札日の2日後の午前9時までに、金入り設計書を開示する。ただし、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）第9条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。

(新設)

(新設)

(疑義の申立期間)

第7条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、入札日の3日後の午後4時までに、工事課長に疑義申立てを行うことができる。

(疑義申立ての方法)

第8条 前条の規定による疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を、電子メールにPDF形式の電子ファイルとして添付し送付する又は直接持参する方法によるものとする。

(確認の実施)

第9条 工事課長は、疑義申立てがあったときは、速やかに金入り設計書の内容を確認しなければならない。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第10条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

なる予定の者（事後審査型にあつては、落札候補者となる予定の者。以下「落札予定者」という。）を決定し、次条から第11条までに規定する疑義申立てに係る手続等が終了するまでの間、企画財務課長は、当該疑義申立入札に係る落札者（事後審査型にあつては、落札候補者。以下同じ。）の決定を留保するものとする。

(金入り設計書の開示等)

第6条 建設工事等を所管する課の長（以下「担当課長」という。）は、開札後、前条の規定による落札者の決定の留保を開始した日（以下「開札日」という。）の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日）の午前9時までに、金入り設計書（高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）第9条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。）を、疑義申立入札の参加者（当該疑義申立入札を辞退した者及び失格となった者を除く。以下「疑義申立入札参加者」という。）にのみ開示するものとする。

2 前項の規定により開示された金入り設計書の閲覧を希望する疑義申立入札参加者は、担当課長に対し、閲覧を申し出るものとする。

3 前項の場合において、当該疑義申立入札参加者は、自身が疑義申立入札参加者であることを証する身分証等を担当課長に対し提示しなければならない。

(疑義申立期間)

第7条 疑義申立入札参加者は、前条第1項の規定により開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の2日後の午後4時までに、担当課長に疑義申立てを行うことができる。

(疑義申立ての方法)

第8条 前条の規定による疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を、電子メールにPDF形式の電子ファイルとして添付し送付する方法又は直接持参する方法のいずれかによるものとする。

(確認の実施)

第9条 担当課長は、疑義申立てがあったときは、速やかに当該疑義申立てに係る事項について金入り設計書の内容を確認しなければならない。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第10条 前条の規定にかかわらず、当該疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) (略)
- (3) 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (4)～(8) (略)
- (9) 入札公告又は指名通知における質疑回答受付期間中に質疑を行い、確認すべきもの
- (10) その他当該入札に直接関係のないもの
(確認結果等の報告及び公表)

第11条 工事課長は、疑義申立てがなかった場合は、その旨を申立期間終了後直ちに企画財務課長に報告しなければならない。

- 2 工事課長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立事項確認等報告書(様式第2号)を作成し、申立期間終了日の翌日午後4時までに企画財務課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を企画財務課長に報告しなければならない。
- 3 工事課長は、前2項の規定にかかわらず落札者の決定及び当該工事の施行に当たり支障が生じるような重大な違算が発見されたときは、その旨を速やかに企画財務課長に報告しなければならない。

- 4 (略)
(確認に伴う入札手続の取扱い)

第12条 疑義の申立てがなかった場合、第10条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合又は金入り設計書に誤りがなかった場合は、入札書を開札する。

- 2 金入り設計書に誤りがあった場合は、設計金額、予定価格及び最低制限価格(失格基準価格)を修正したうえで入札書を開札する。

(新設)

- (1) 疑義申立入札参加者以外から提出されたもの
- (2) (略)
- (3) 疑義申立ての対象となる建設工事等が特定できないもの
- (4)～(8) (略)
- (9) 疑義申立入札公告における質疑回答受付期間中に質疑を行い、確認すべきもの
- (10) その他当該疑義申立入札に直接関係のないもの
(確認結果等の報告及び公表)

第11条 担当課長は、疑義申立てがなかった場合は、その旨を申立期間終了後直ちに企画財務課長に報告しなければならない。

- 2 担当課長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立事項確認等報告書(様式第2号)を作成し、申立期間終了日の翌日午後4時までに企画財務課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を企画財務課長に報告しなければならない。
- 3 担当課長は、前2項の規定にかかわらず落札者の決定及び当該建設工事等の契約の履行に当たり支障が生じるような重大な違算が発見されたときは、その旨を速やかに企画財務課長に報告しなければならない。

- 4 (略)
(確認に伴う入札手続の取扱い)

第12条 疑義申立てがなかった場合、第10条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合又は金入り設計書に誤りがなかった場合は、企画財務課長は、第5条の規定による落札者の決定の留保を解除し、疑義申立入札に係る落札者を決定するものとする。

- 2 金入り設計書に誤りがあった場合は、設計金額、予定価格及び最低制限価格(疑義申立入札が高知市上下水道局建設工事総合評価落札方式実施要領(平成19年7月30日制定)第2条に規定する総合評価落札方式によるものである場合にあつては、設計金額、予定価格、調査基準価格及び失格基準価格)を速やかに修正し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取り扱いを行うものとする。

- (1) 当該修正により落札予定者に変更が生じない場合 当該疑義申立入札を有効とし、第5条の規定による落札者の決定の留保を解除し、落札者を決定する。

<p>(新設)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、入札の適正な執行並びに当該<u>工事の施行</u>に著しい支障が生じると認められる場合は、当該<u>入札</u>を中止する。</p> <p>4 企画財務課長は、<u>入札</u>を中止するときは、その旨及び理由を<u>入札者</u>に通知するとともに、上下水道局のホームページで公表するものとする。</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(2) <u>当該修正により落札予定者に変更が生じる場合</u> <u>当該疑義申立入札を中止する。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、入札の適正な執行並びに当該<u>建設工事等の契約の履行</u>に著しい支障が生じると認められる場合は、当該<u>疑義申立入札</u>を中止する。</p> <p>4 企画財務課長は、<u>当該疑義申立入札</u>を中止するときは、その旨及び理由を<u>疑義申立入札参加者</u>に通知するとともに、上下水道局のホームページで公表するものとする。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第13条 (略)</p>
--	--

附 則

(施行)

1 この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知市上下水道局建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事等について適用し、同日前に公告した建設工事等については、なお従前の例による。